

雇用関係事犯の取締りについて

(外国人雇用管理セミナー)

群馬県警察本部生活安全部
生活環境課課長補佐

本日の予定

第1 外国人労働者に係る雇用関係事犯とは

第2 不法就労助長罪の厳罰化

第3 検挙事例紹介

第1 外国人労働者に係る雇用関係事犯とは

○ 雇用主、仲介業者が不法就労活動を助長したり、外国人労働者を不正に労働派遣、職業紹介・募集したり、中間搾取、強制労働させるなどの行為により、

- ・出入国管理及び難民認定法
- ・労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
- ・職業安定法
- ・労働基準法

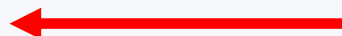
等の法令に違反した事犯をいう。

背景

ブローカー
仲介人

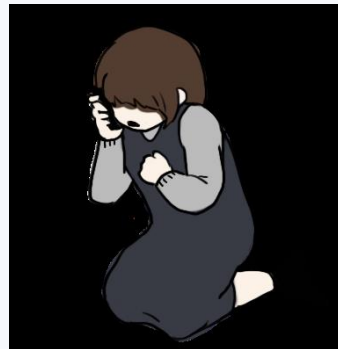


脅迫・強要



多額の借金

外国人



資格
留学・研修



給与の高い仕事を資格外で行う。



在留期限を過ぎても借金などの返済や国への仕送りのため不法に滞在しながら仕事をする

事案には人身取引が内在している

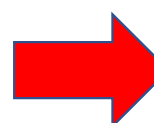
第2 不法就労助長罪の厳罰化

○ 出入国管理及び難民認定法の改正

令和7年6月施行

不法就労助長罪

3年以下の懲役、300万円以下の罰金またはその併科

 **5年以下の拘禁刑、500万円以下の罰金**

またはその併科

と厳罰化がされた。

第3 検挙事例紹介

令和7年、群馬県内に本社を置く、人材派遣会社Aは、外国籍を有する者らが、在留期限を経過して不法に残留する者などであるのに、**その確認に必要な方法を尽くさないで、派遣労働者として雇用し、群馬県内に派遣して工員として稼働させ、報酬を受ける活動に従事させて、外国人に不法就労活動をさせたとして、人材派遣会社Aの経営者や従業員らを逮捕。**

終わりに

- 雇用時には、必ず適切な身分確認を実施。
 - ・在留期限は過ぎていないか
 - ・雇用に適した就労資格があるか
- 在留カードが本物であるか確認を実施。
 - ・雇用時は必ず在留カードを目視で確認
 - ・出入国在留管理庁で作成した在留カード等読取アプリケーションや同庁の番号失効情報照会ページなどを利用して、在留カードが本物であるかなど確認を尽くす